

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(当日は、  
休みの日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 保険医等の登録(〃)
- 保険薬剤師の登録(〃)
- 木材業者の登録(林務課)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成四年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成三年十一月五日現在の地番による。)

大字下神字屋敷

大字下神字屋敷のうち六二五から六三四まで、六三四の一、六三五、六三五の一、六三六、六三七、六三七の一、六三八、六三九、六三九の一、六四〇、六四〇の一、六四一から六四三まで、六四三の一、六四四、六四四の一、六四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外

大字下神字浜屋敷

大字下神字屋敷六二五から六三四まで、六三四の一、六三五、六三五の一、六三六、六三七、六三七の一、六三八、六三九、六三九の一、六四〇、六四〇の一、六四一から六四三まで、六四三の一、六四四、六四四の一、六四四の二及びこれらと一体をなす国有地  
大字下神字浜屋敷六四五、六四六の一、六四六の二、六四七の一から六四七の三まで、六四八、六四九の一、六四九の二、六五〇から六五三まで、六五四の一、六五四の二、六五五、六五五の一、六五六、六五六の一、六五七、六五七の一、六五八、六五八の一、六五九から六六一まで、六六二の一、六六二の二、六六三の一、六六三の二の一部、六六四の一から六六四の三まで、六六五の一から六六五の五まで、六六六の一、六六六の二、六六七、六六八の一、六六八の二、六七〇、六七一、六七一の一、六七二の二、六八七の一、九〇八の二、九〇九の一から九〇九の五まで、





もりた薬局	鳥取市吉方町一丁目四三八	"
上田病院	鳥取市西町一丁目四五一	平成四年四月十三日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成四年三月十六日
中下医院	米子市河崎五六六一二	平成四年四月一日
いなむら歯科	西伯郡淀江町大字淀江六八一 一六	"
山田薬局	倉吉市福庭四三一	"
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿二四 六一一	平成四年四月八日

鳥取県告示第四百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小林 知子	鳥薬第八〇二号	平成四年三月二十七日
北野 雅之	鳥医第四、四六四号	平成四年三月三十日

鳥取県告示第四百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
恩 田 貴子	鳥薬第八〇三号	平成四年四月六日

鳥取県告示第四百四十二号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第四五号	平成三年十月七日	鳥取市古海八二六	松本兼松
米木第五三号	平成三年十月十八日	米子市日下三一二	松村壽夫
日本第三一号	平成三年十二月二十日	日野郡日南町福塚一九六	兒玉源郎
日本第三二号	平成四年一月九日	日野郡江府町大字武庫二二一五―三	西岡康心

鳥取県告示第四百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成四年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
網代加入区	中型いか釣漁業及び小型いか釣漁業
田後加入区	